



KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS

お知らせ版
Information

募集・申請

「市生涯学習審議会委員」を募集

- 役割 生涯学習の振興に関する審議 など
- 対象者 以下のすべての条件を満たす人
 - 市内に在住又は在勤で満20歳以上の人
 - 年3回程度会議に参加できる人
 - 市他の審議会などの委員を2つ以上兼務していない人
 - 公務員でない人
- 任期 委嘱の日から答申を行う日まで
- 定員 4人
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、応募の理由

2011 11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2011 12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

(400字程度)を添えて、直接持参、郵送、FAX又はEメールでご応募ください。

※応募用紙は、市生涯学習課、各教育支所に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

● 応募期限 11月11日(金)

● 選考方法 提出いただいた書類に基づく書類選考

【問い合わせ・応募先】

〒893-8501
鹿屋市共栄町20-1
市生涯学習課(6階)
☎0994-311138
FAX 0994-412935
Eメール
syougaku@e-kanoya.net

最低賃金額が変わります

鹿児島県の最低賃金が、10月29日(土)から5円引き上げられ、『647円』に改正されます。

鹿児島県最低賃金 = 時間額 647円
※効力発生日は、平成23年10月29日(土)

鹿児島県最低賃金は、臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

ただし、総合スーパーなどは、別途、産業別最低賃金が定めてあります。詳しくは、お問い合わせください。

※最低賃金には、「臨時に支払われる賃金」、「一月を超える期間ごとに支払われる賃金」、「時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金」、「精皆勤手当、通勤手当、家族手当」などの賃金は参入されません。

【問い合わせ】 鹿屋労働基準監督署 ☎0994-43-3385

市税は納期内に納めましょう!!

- 固定資産税 (第4期)
- 都市計画税 (第4期)
- 【市税務課 内線3112】
- 国民健康保険税 (第5期)
- 後期高齢者医療保険料 (第5期)
- 【市健康保険課 内線3198】
- 介護保険料 (第5期)
- 【市高齢福祉課 内線3189】

の納期限は
11月30日(水)
納税は簡単便利な口座振替で!!

【問い合わせ】
 鹿屋市役所(代表)
 ☎0994-43-2111